



府益担第1336号
平成26年5月7日

公益財団法人民際センター
代表者 秋尾 晃正 殿

内閣総理大臣臨時代理
国务大臣 麻生 太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成26年5月7日 から 平成31年5月6日 まで